

総務建設常任委員会

平成29年6月22日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成29年6月22日（木） 午前9時30分 開会
午後0時30分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	朝岡佐一郎
副委員長	西川 朗
委員	増田 順弘
〃	岡本 吉司
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩
〃	赤井 佐太郎
〃	下村 正樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議員 白石 栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
総合政策企画監兼企画部長	本田知之
企画部理事兼企画政策課長	岸本俊博
人事課長	前村芳安
〃 補佐	中井智恵
〃 補佐	山岡邦啓
企画政策課長補佐	高垣倫浩
〃 補佐	井上理恵
総務部長	安川 誠
総務財政課長	米田匡勝
〃 補佐	吉村浩尚
〃 補佐	木下雅敏
〃 補佐	内蔵 清
生活安全課長	門口昌義
〃 補佐	植田和明

税務課長	仲川早苗
〃 補佐	椿本真司
都市整備部長	増井良之
都市計画課長	吉村雅央
〃 補佐	安川博敏
〃 補佐	奥田雅彦
建設課長	松本秀樹
〃 補佐	福井敏秀
〃 補佐	石橋和佳
産業観光部長	池原博文
農林課長	芝浩文
商工観光課長	岩永睦治
〃 補佐	小滝由美

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉田賢二
〃	高松和弘
〃	山岡晋

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第34号 葛城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 議第35号 葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 議第36号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第39号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 議第40号 葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正することについて
- 議第42号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) 地域活性化事業「新道の駅建設事業」について
- (2) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日から久方ぶりの雨が降りまして、この季節のような、ようやく気候といいますか、降水量も幾分か回復したということでございまして、一定の安堵をいたしておる時期でございます。去る16日から本会議が開会をされまして、昨日、一昨日と、この委員の皆様方の中からも多くの一般質問がなされて、本委員会にも関係する所管のさまざまな項目について、それぞれのお立場で行政当局に対して、さまざまな角度からご議論をいただいたということでございます。

それも踏まえまして、本日は去る本会議で市長の方から上程をなさいました付議事件の内容についてご審査をいただき、適切なるご判断を賜るということでございます。限られた時間の中ではございますが、十分慎重審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。円滑な運営について、よろしくご協議をお願いいたしたいと、このように思うところでございます。

それでは、本日、委員外議員ご出席でございますので、ご紹介いたしたいと思います。白石議員でございます。

また、一般の傍聴についてお諮りをいたしたいと思います。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室についても許可をいたしたい、このように思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。それでは、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 発言をされる場合は挙手をいただいて、こちらから指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただいて発言をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。携帯電話等をお持ちの方については、電源を切るか、マナーモードのご協力をお願いいたしたい、このように思います。

それでは、ただいまより、お手元でございます本委員会に付託をされました付議事件の議事に入りたいと思います。

初めに、議第34号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

それでは、本案につき、提案者の内容説明を求めます。

本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監兼企画部長の本田でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。私の方より、議第34号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして、提案理由及び改正内容についてご説明させていただきます。

本改正につきましては、農業委員会法の改正により、新たに農地利用最適化推進委員が設置されたことに伴い、その報酬額について定める改正でございます。お手元の方に、議第34号、新旧対照表をお配りしておりますので、そちらをごらんください。新旧対照表別表といたしまして、農業委員会の委員の後ろに、新たに5として農地利用最適化推進委員を追加し、その報酬を農業委員会のその他の委員と同様、月額2万7,000円とするものでございます。以降、番号を繰下げております。なお、附則におきましては、本条例の施行日を平成29年7月1日としております。

なお、本条例の改正にあわせまして、葛城市特別職報酬等審議会を平成29年6月5日に開いておりまして、農業委員会の委員の会長、農業委員会の委員のその他の委員、農地利用最適化推進委員につきまして諮問をさせていただきまして、その答申をいただいております。その諮問内容につきましては、この条例の改正案にも反映をさせていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま説明をいただきました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 農地利用最適化推進委員が新たに設けられたことによる改正ということでもございました。この件に関してご質問させていただきたいわけではないんですけれども、この場でこういう質問をさせていただいていいかどうかわかりませんが、審議会と協議会、48委員について別表に記載されています。市が関係する各委員会なり審議会の分類といいますか、これが全てでございますでしょうか。これ以外にもあるということですか。ちょっとこれにご答弁いただけますか。

朝岡委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 こちらの条例におきましては、特別職として報酬をお支払いするようなものに対して定めているものでございます。例えばではありますけれども、葛城市の地方創生戦略を策定するための、まち・ひと・しごとの総合戦略の策定会議、こういったものについては、改正分を含めて48になりますけれども、48の中には入っていない、もちろん、そういった報酬をお支払いしないようなものについては、入っていないような委員というものもございます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 これ以外は報酬を出さないと、市から出さないと、そういうことですかね。例えば、新たに設置いただきました市政検討委員会とか、そういうものもここに含まれてないということなんですけれども、当然報酬的なものは支出されるであろうというふうに私は思うんですけど、どういう理由か、ちょっとお聞かせ願いたい。

朝岡委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問について回答させていただきます。

市政検討委員会の委員に対する報酬についてですけれども、こちらにつきましては、報酬

という形で予算計上をしているものではございません。そこについて、報償費という形でお支払いしているものでございます。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 よくわかりました。ありがとうございました。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 この条例の別表に載っている委員は葛城市の行政職の委員として報酬をもらうということと載っていると私は解釈しています。今、増田委員の言われてる、ほかの委員については日額何ぼ、こういうことで、別の条例で規定してあると、そういうふうには私は解釈しとるんやけども、それは間違いですか。

朝岡委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問でございますけれども、先ほどのまち・ひと・しごと総合戦略の策定会議といったものにつきましては、こちらの条例に定めているのは、その特別職の職員で非常勤のものを定めているのがこの条例というものでございまして、それ以外についても、委員というものはありますけれども、物によりましては、先ほど答弁したように報償費、そういったものでお支払いしているものはございます。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。出し方の項目が違う、報酬じゃないということで理解いたしました。

それなら、報酬費以外で出しておられる資料とかというのは、後からでいいですけども、資料っていただけますでしょうか。

朝岡委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 内容について取りまとめの上、回答させていただきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 よろしくお申しときます。

朝岡委員長 資料についてはまた後ほど、よろしくお申しします。

岡本委員。

岡本委員 今言われている増田委員の報酬の話と、この表に載ってある行政職とは、ちょっと意味合いが違うと私は思っています。ただ、それだけのことで何もその議論をする必要も何もない。ただ、葛城市として、この職種は葛城市が認めた特別職の行政職員です。ですから、その報酬審議会にも諮らないといけない。今言われてるほかの委員については、報酬審議会にも諮る必要もないし、その都度その都度報酬として日額は何ぼで決めていくと、そういうふうには私は理解していると、そういうことを言うだけでございます。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 ご質問ありがとうございます。もう一度、市長部局側で整理をしてご説明を申し上げますと、議第34号につきましては、地方公務員法の適用を受ける、いわゆる岡本委員からもご

説明いただきましたけども、いわゆる公務員としての月額であります。別途、例えば顧問弁護士でありますとか、いろんな形でピンポイントでいろんな用務があつて、いろいろとお手間をおかけするようなケースもございますが、これはあくまで、その予算案の中といいますか、予算としていわゆる1回1回の報償費、あるいは来ていただく費用については費用弁償、旅費という形で手当てをする分でございます。地方公務員法での公務員としての扱いではないといったものを、別途予算の中で議論をさせていただいて、予算計上をしている部分でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員、今の答弁でよろしいですか。

岡本委員 はい。

朝岡委員長 それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 私も、この際、こういう機会ですので聞いておこうということで質問するわけですけども、今回、こういう新しいものが入るからこの条例を改定すると、これはこれでいいんですけども、全体としての話ですが、例えば、この話を聞きながら思い出してたんですけど、もうかなり前になります。記憶では、川西議員やったと思いますけど、監査委員さんの報酬がほかの他市に比べて非常に少ないと思うというような発言をどこかの委員会でされてたのを思い出してたんですけども、全体的にいうて監査委員さんの報酬がどうのこうのと言うんじゃないくて、これも報酬ということで、何かの指針に基づいてこれが出てるのか、県内とか比べたら低いのかなという、そういうことを思い出しながら、今考えてるんですけど、そういったことのご説明というのは、今は無理ですか。監査委員さんだけを捉えたら低いというような、前に議論はあったと思うんですけども、全体としてどうなのかというところ、これをお聞きしてるんですけども。

朝岡委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監の本田でございます。

ただいまのご質問についてですけれども、この行政委員の報酬につきましては、平成17年2月21日におきまして、葛城市の特別職の報酬審議会、平成17年度に3回開催しておりますけれども、そちらの中で、各行政委員について、監査委員も含めて報酬額を説明させていただいております。その答申を受けているという、その額を使っているものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 だから、ほかの自治体と比較して、監査委員の金額が低いということですね。

藤井本委員 少ないということを川西議員がおっしゃっていたのを記憶しております。

朝岡委員長 その辺は、報酬審議会でも答申される前にいろいろと議論があったわけですね。

本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 平成17年の段階においては、この監査委員も含めて答申をされているというものでございます。

以上です。

朝岡委員長 藤井本委員、いいですか。

藤井本委員 しょうがないね、わからへん。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、この件については質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第35号、葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監兼企画部長の本田でございます。

私より、議第35号、葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて、その改正理由及び主な改正内容についてご説明させていただきます。

本改正につきましては、本規定の今後の充実整備を図るため、これまで規定されていなかった国、県及び他の地方公共団体との人事交流や被災地支援等の際の赴任に伴う移転料及び扶養親族移転料の規定を追加、あわせてこの機会に、今後の国際交流にも対応することができるよう外国旅行に関する旅費の規定を追加、さらに、職務給及び宿泊地により差がある宿泊料を平準化するもので、本年7月1日から施行するものでございます。

主な改正内容について、お手元にお配りしております新旧対照表に基づきましてご説明させていただきます。左が旧、右が改正部分となっております。

まず、第2条におきましては、定義の改正でございます。赴任及び扶養親族につきましては定義規定を設けるものでございます。赴任とは、割愛採用や異動に伴う移転のために旅行することでございます。

続きまして、第3条の改正でございます。旅費の支給対象に赴任を加えるものでございます。

続きまして、新旧対照表3ページをごらんください。第4条の改正となります。こちらにつきましては、出張命令等に関する規定について、第3条の改正と同様に赴任を加えるものでございます。

続きまして、第5条の改正でございます。こちらにつきましても、前2条の改正と同様に、

出張命令等に従わない出張の中に赴任を加えるものでございます。

続きまして、第6条、旅費の種類の変更でございます。まず、第1項におきまして、赴任に伴う移転に対して支給する移転料及び扶養親族移転料を旅費の種類の中に加えるものでございます。次に、第6項及び第7項の変更でございます。日当及び宿泊料につきまして、赴任中も支給できる規定を設けるものでございます。

続きまして、第8項から第10項までの新設となります。第8項におきまして、住所または居所の移転について、移転料を路程等に応じ定額により支給する規定を設けます。第9項におきましては、職員の赴任に伴い扶養親族が移転する場合に扶養親族移転料を支給する規定を設けます。第10項におきまして、移転料及び扶養親族移転料を支給する赴任は、国または地方公共団体との人事交流または被災地支援に限定する規定を設けるものでございます。

続きまして、第7条、旅費の計算及び第8条、出張日数の計算の変更でございます。第3条から第5条までの改正と同様に赴任を加えるものでございます。

続きまして、新旧対照表5ページをごらんください。第9条、年度経過等による旅費の計算の変更でございます。扶養親族移転料のうち該当する部分を含む規定を加えるものでございます。

続きまして、第10条、旅費の請求手続の変更でございます。第3条から第5条まで、第7条及び第8条の改正と同様に赴任を加えるものでございます。

続きまして、新旧対照表6ページをごらんください。第15条及び第16条の改正につきましては文言整理を行うものでございます。

続きまして、第16条の2、移転料及び第16条の3、扶養親族移転料の新設でございます。移転料及び扶養親族移転料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律の例により市長が定めるものとするものでございます。

続きまして、第17条の改正につきましては文言整理でございます。

続きまして、第18条、退職者等の旅費の改正及び第18条の2、遺族の旅費の新設でございます。退職者等及び遺族の旅費の対象に赴任を加えることに伴いまして、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じた規定に改めるものでございます。

続きまして、第19条、旅費の調整の改正でございます。文言整理と、第3条から第5条まで、第7条、第8条、第10条の改正と同様に赴任を加えるものでございます。

続きまして、新旧対照表8ページをごらんください。第21条、委任の繰下げ及び外国旅行の旅費の新設でございます。現行の第21条を第22条に繰下げ、新しく第21条として外国旅行の場合における旅費について、国家公務員等の旅費に関する法律の例により市長が定めるものいたします。

続きまして、新旧対照表9ページをごらんください。別表の改正でございます。宿泊料につきまして、職階、宿泊地にかかわらず一律1万900円とするものでございます。

附則の改正になります。第1条、施行期日といたしまして、平成29年7月1日といたします。附則第2条、葛城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。一般職の職員の宿泊料の改正にあわせまして、常勤の特別職の宿泊料の額を

宿泊地にかかわらず1万4,800円とするものでございます。附則第3条、葛城市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。前条と同様に教育長の宿泊料の額を宿泊地にかかわらず1万4,800円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今、部長の方から説明していただきましたけども、その宿泊の関係で、いわゆる甲乙、これは統一されてるということやけど、その理由は何かあるのかな。されてるということは、物価の関係とか、いろんな関係で甲と乙と分けてあったと思うわけやけど。国の改正によってこうなるのかな。

それと、第19条、この座席指定料金というのが新たに出てきてあるわけやけども、例えば職員が出張するときに座席指定の場合は料金支払いしてるわけやけど、これは今まではついていたと思いますが。ちょっと解釈が違うんかしらんけど、第2号のところで座席指定料金は支払わないということは、普通一般に言う座席指定か、それともグリーン車のことを言われるのか、その辺だけちょっと教えていただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 前村人事課長。

前村人事課長 人事課の前村です。ただいまの岡本委員のご質問に対して説明をさせていただきます。

まず、この1万900円に統一をさせていただくことにつきましてですが、これにつきましては、県内近隣等を鑑みまして、既に県内12市のうち9市につきましては統一をされております。甲地方、乙地方と言いましても、最近ではそれほど差がなく、逆に地方の方が上がっていたりという状況も検討いたしました。その中で、この額につきまして、県内の9市の平均が約1万1,600円、そういう額になりましたので、葛城市としては1万900円ということで妥当だと判断させていただきました。

2番目の座席指定料金、グリーン車につきましてですが、これにつきましては、葛城市については、この座席指定料金の中にグリーン車については含まれておりません。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長の話では、その市町村についても国家公務員に準ずるとか、1つの基準があってやっていると思うわけやけど、この宿泊料金については、県内を調べたところが、12市のうちで9市が統一されているので葛城市もやりますと、極端に言ったらこういう考え方で改正をするということになってるわけですね。

それと座席指定というのは特急料金は含まれてませんということやけども、今までから出張したときに、新幹線なんかだったら座席指定で行っていた。今まで支給されてたと思うんやけども、これも今のこの解釈からいったら支給されへんということになるわけか。そこらをちょっともう一遍教えてほしい。

朝岡委員長 前村人事課長。

前村人事課長 済みません、説明が行き届きませんでした。グリーン車につきましては、特急指定が通常であるということで、その上の過分な分という判断のことから、グリーンについては支給されておらなかったという解釈をしております。

それから、甲地方、乙地方とあわせまして、3級以上の職員というところも統一させていただいたのとあわせて、これは統一をさせていただくんですけども、例えば、各団体に随行で行った場合、職階によって、3級以上の者はその団体と一緒にホテルに泊まって、それ以外の随行者が別のところに泊まるということは運用上好ましくないだろうということで、これまでの規定を改めました。そのときに他市を見回したら、やっぱり甲地方、乙地方という差もないということから、今回の統一をさせてもらったということです。

朝岡委員長 通常の特急料金のことを聞いておられますが、それはどうなの。

前村人事課長 通常の特急料金については支給させていただいております。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 ここで発言していいのかどうか知らんけども、12市、12市と、こうおっしゃるわけやけど、ここに特別職がいてはるけど、他市では特別職が出張するときに必ずグリーンに乗っていると思う、正副議長も。そこらはこの条例で行ったら支給されないことになる。たまたま葛城市はどの出張も特急指定しか乗ってない、ところが他の11市は実際にグリーン車に乗ってる。これが実態やと思うわけやけど、県も一緒やと思うけども。その辺、他市の条例の中で、座席指定の扱いはどういうふうにされているのか。

葛城市はないので、これでいいと思うけども、12市であわせるとしたら、12市のうちの1市だけがそういう規定がない、これもいかなものかな。例えば、この宿泊についても職員だけを対象にしてると違って、もちろん特別職も対象にしてるわけやけども、そこらをもうちよっと考えないと。

それと、団体で随行する場合は、やはり今言われたように、例えば1万円で泊まれる人と、例えば9,000円しか旅費が出ない人は、そのまま実際行ったときに随行できへんわけやから、それは特別的な解釈の仕方の中で計算するというふうには私は考えてる。条例では、そういうことは細かくうたわれないけども、内規でそういうことをうたわれてるんやと思うわけやけども、その辺がどうなっているのか。

何も条例改正をしたらあかんと言っているのではない。何で統一するのかがわからないからちょっと聞かせてもらいました。答弁しにくいと思うので、もうこれで結構ですので、その点、きちっとしておいてもらったらなというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに、この件について質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私も質問させてもらいたいと思います。

この説明の冒頭に、これは人事交流とか、これからの国際交流ということについて、今後行われるであろうということが前置きとしてありました。そうなんだなと、こういうのも必要であるというふうには考えております。新設というところを読みますと、扶養親族という言葉が出てまいります。扶養親族移転料。いわゆる本人さんに対するものだけと違って、

扶養親族ということが出てくる。この考え方というのか、想定できるもの、どういうことを想定したらいいのかな。勝手に私なりに頭で、安倍総理がよく奥さんと一緒に親族として行かれてる場合がある。ああいうふうなことなのかなと思ったりもするんですけども。また、災害地への職員を派遣するときにご家族も一緒に行くとか、どういうことでこの扶養親族というのを、どの範囲というふうにお考えいただいているのかお教えいただきたいと思います。

朝岡委員長 前村人事課長。

前村人事課長 ただいまの藤井本委員の質問に対して説明をさせていただきます。

例えば、総務省の方から人事交流等で採用になってこちらへお越しいただく際に、ご家族、子どもさん等がおられた場合の扶養親族ということで、12歳以上の者に対しては鉄道賃、電車賃、日当が支給されるというものでございます。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 まずはこれ、移転料という表現になっておりますので少しわかりにくいかと思いますが、引っ越し代でございます。ですので、あくまで、安倍総理を例に出されましたけども、そうではなくて、生活の拠点をあわせて移される場合に引っ越し代を出す、そういったことでございます。

以上です。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 だから、例えば、今、副市長は県の方から来ていただいているわけですけど、これが例えば遠くから来ていただいたら、ご家族の分も引っ越し代として出るということですね。ではお聞きしますが、冒頭にあったように、被災地への職員の派遣というのがございましたですね。例えば、葛城市から陸前高田市に行っておられたという例があります。そのときに子どもさんが一緒に、おっしゃるように、1カ月なのか3カ月なのか、期間は別としても配属になる。そのケースの場合、そこに該当するのかどうかですね。

朝岡委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監の本田でございます。

ただいまの藤井本委員のご質問についてですけれども、被災地支援、例えば陸前高田市の方に派遣した実績がございますけども、その職員が災害派遣ということで赴任をした場合につきまして、それに伴いまして家族も生活の拠点を移すという場合には、当然適用になるものと考えております。

以上でございます。

藤井本委員 結構です。

朝岡委員長 ほかに本案に対する質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、この件の質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案を原案のとおりに可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおりに可決することに決定をいたしました。

続いて、議第36号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程となっております議第36号、葛城市税条例の一部を改正することについてをご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、地方税法等の改正が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴いまして所要の改正を行うもので、主な改正内容といたしましては、固定資産税に係る改正でございます。

それでは、お手元の方に配付させていただいております新旧対照表によりご説明をさせていただきますと思います。新旧対照表の方でございますが、左側が改正前の旧、そして、右側が改正後の新として表示しております。赤書き、アンダーラインの部分が今回の改正の箇所となるところでございます。

まず最初に、4ページの方をお開き願いたいと思います。4ページの方では、第61条の2につきましてでございますが、第61条の次に新たに追加いたすものでございまして、法第349条3の3第28項との条例で定める割合についての規定でございます。いわゆるわがまち特例についての規定ということでございます。

それでは、まず最初に、第1項、こちらは児童福祉法の規定による家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係ります固定資産税の課税標準につきまして、2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲において条例で定める割合を乗じて得た額となっており、その割合を2分の1として規定するものでございます。

次に、第2項では、児童福祉法の規定による居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準につきまして、2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲において条例で定める割合を乗じて得た額としており、その割合を2分の1と規定するものでございます。

また、第3項におきましては、児童福祉法の規定による事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準につきまして、2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定める割合を乗じて得た額となっており、その割合を2分の1と規定するものでございます。

続きまして、5ページの方をお開き願いたいと思います。附則第10条の2につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての規定で、こちらにつきましても、

わがまち特例についての割合を定める規定でございます。

この中で、まず第14項につきましてでございますが、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に、一定の政府の補助を受けたものが児童福祉法に規定いたします事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち、当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産税について、そのものが引き続き当該政府の補助を受けている場合に限りまして、固定資産税の課税標準を補助開始の日から5年度間はその価格に2分の1を参酌し、3分の1以上3分の2以下の範囲内において、市町村の条例でその割合を定めることとなっており、本市におきましては、その割合を2分の1と規定するものでございます。

続く第15項では、都市緑地法に規定する緑地保全緑化推進法人が、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行から平成31年3月31日までの間に、同法に規定する認定計画に基づき設置いたします一定の市民緑地の用に供する土地につきまして、固定資産税の課税標準を設置から3年度間はその価格に3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下の範囲内において、市町村の条例においてその割合を乗じることとなっておりますが、本市におきまして、その割合を3分の2と規定いたすものでございます。

なお、6ページの方におきましては附則を規定しております。第1条におきましては、施行日を公布の日からとし、附則第10条の2第15項に限り、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日からと規定いたすものでございます。また、第2条につきましては、経過措置を規定しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 ご説明いただきました5ページ、第15条第45項の規定、都市緑地ですね。市街化地域内における緑地法に基づく農地のことですよ。生産緑地とまた違いますよね。生産緑地は農地並み課税のままである。ところが生産緑地を指定しなかった場合は宅地並み課税になるが、その税率を3分の2にしますよということかなと。そうじゃなかったら、ちょっと説明をお願いします。

それから、この都市緑地法に基づく対象となる市内の農地面積、どのぐらいあるのか。その2点、お聞かせください。

朝岡委員長 仲川税務課長。

仲川税務課長 税務課の仲川です。よろしく申し上げます。

ただいまの増田委員の質問ですが、今回のこの第15項については、市民緑地認定制度を創設し、土地所有者の協力のもと、NPO法人や企業等の民間主体が設置管理者として、空き地等を公園的な空間に整備、公開する取り組みを促進するための法の改正となっております。つまり、地方公共団体は財政面や人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等において限界がある実情を考慮した結果、民有地を地域の住民の利用に供する緑地として整備、管理するものが、設置管理計画を作成、申請し、市長の認定を受けて一定緑地を整備、利活用す

る制度ということになっております。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。空き地をそういうNPOとかの運営で有効に使った場合は、この都市緑地法に基づく対象になると。この都市緑地法の中に、私、さっき聞いたように、市街化区域内の一定の緑を残すためにこの法律をつくったという、この法律のそもそも論の話になるんですけども、そういう意味でつくられたと思うんですよ。今言われた、空き地を利用したらその税金を3分の2にするという考え方と、今農業用として使っている農地も対象になるのかということをちょっと聞きたいんですけども。

これはもっと広い意味で、今、課長がNPOとかが運営してと、こういうふうに言われましたが、例えば、住宅地がたくさん広がって、真ん中にぽつんと田んぼをつくられてる方がおると。これは貴重な地域の緑、スペースやと。これを残さなあかんねんというたときに、こういうものが対象になるのかならんのか。形は、今言われているように、NPOが運営して、何か空き地利用して云々って言われているが、市民緑地何とかに基づくと言われたが、営んでおられる農家が、この市民に緑を提供するという目的になるのかならんのか、そのところなんですよ。そういうのが対象にならないのか。

私、以前にこのことについてちょっと調べたときに、そういうことも含まれるようなお話も聞いた覚えがあるので、ちょっとお聞かせ願いたいと。市がここに緑を残さなあかんねんというたときに、今、固定資産税、宅地並みの税金を払うてはるわけですわ。それは自分が農業するために、生産緑地にしたらいいのに、将来のこともあるので宅地並みの税金を払っておられるが、市が認めたら、その土地も軽減措置が得られんのか。この第45号の規定に入るような、そういうものもあるのかどうかですね。それだけちょっと。複雑で申しわけない。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 詳細については、具体的な説明で補足があれば、後ほど担当課長から説明させますが、まずは、今ご審議をいただいておりますわがまち特例の関係でございます。こちらにつきましては、あくまで特定の施策のお勧めを行政がするとき、補助金という形で表のダイレクトな補助をするんじゃなくて、税の軽減という形で施策を誘導したりといったことでございます。

その中の、今、増田委員お尋ねの件につきましては、これはどちらかという葛城市のような緑豊かな都市ではなくて、本当に都心部の場合がむしろメインターゲットだと思われませんが、都市公園等の緑地をできるだけ積極的に確保したいと、それについては、都市公園法その他に基づいて行政が、行政の直接の施策としても公園整備をやるんだけど、民間が、民間のその整備の中であわせて行うようなときに、それをその地域のために緑地を確保しようということで、一定限そういう公園的な整備をなさるときに、そういったときには税の軽減をいたしましよと、逆に、こういった仕組みを用意しているので、できたら志の厚い方は、民間の整備のベースの中で、そういった公園的な整備の部分もあわせて、ゾーン、これは開発許可でその行政からわざわざ規制あるいは許認可ということではなくて、自

発的になされれば、こういう税法の控除をいたします、そういった仕組みでございまして、葛城市におきましても、そういった仕組みも全国に準じてご用意しておけば整備をしてくださるかもしれないということで、そういった意味では全国一律の動きにあわせて整備をするものでございます。

それと、もう1点、生産緑地の関係でございしますが、これはあくまで生産緑地の方につきましては、都市計画法の運用の中で、市街化区域として、むしろ農地ではなくて、市街化されるのが、これが望ましいではないかというゾーニングを市として決定をしたエリアの中で、あえてそれでも農業生産を続けたいとおっしゃるときに、一定の手続をしていただいた上で、その税法上の優遇をするものでございますので、今回、この都市緑地法の枠組みとはまた別の制度でございます。

なお、市内の生産緑地の面積等についてのお尋ねもございましたが、この場でご用意できない部分については、また担当課の方で資料の整理をいたしまして、ご報告を差し上げたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 要するに、今ご説明願った部分については、公園等のイメージやということですね。さっき市街化区域内の生産緑地以外の農地のことをちょっとお尋ねしてるんです。今説明のあった公園等という考え方なのか、もう少し幅の広い緑の残し方という選択肢はないのかなと、こういうふうにお尋ねしたんです。いや、公園をイメージしてんねんということの説明であったかなと解釈しました。また、私ちょっと、もう一回この法律については勉強させてもうときます。ありがとうございます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 市街化区域の税率といいますのは、この三大都市圏のところの近辺については、特殊な市街化区域内の農地については課税されてるということでございますけども、本来市街化区域のその線引きをするときに、やはり市街化区域というのは、本来緑を残すという意味ではなく、住宅地開発もしくは宅地を建てていただくという用途に適しているという判断の中で、その市街化区域の指定をさせていただいてるわけでございますので、やはりその区域については、自治体として、やはりそういう開発の仕方を促していくという意味においては、委員のご指摘の趣旨とは変わったような理解の仕方しております。

あくまで今回ののは、マスコミ等でも都市圏でありますような民間の方がNPOを立ち上げられて、公園として使いたいというときの軽減措置をあくまで前提としたものでございまして、委員のご指摘の目的ではございません。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 市長が答弁していただいたことは、ちょっと後戻りして悪いけども、おっしゃるとおり、市街化区域内というのは、当初は、宅地化すべき土地という判断でエリア分けをされた。ところが、その後いろいろと、火事による類焼の問題であったり、地域内に緑が少ないとか、

そういういろんな問題があったがために、市街化区域内においても緑を残さなアカんと、そういうふうなことで私は都市緑地法というものが制定されたという認識なんです。以前にもこのことについては一般質問の中で若干お尋ねした記憶があります。1年前やったかな。それをもう一回、お互いにもう一遍調べておきましょうや。

朝岡委員長 それでは、そのほか、この本案に対する質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、議第39号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいま上程されております議第39号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてご説明をさせていただきます。

本案につきましては、吸収源対策公園緑地事業によりまして整備工事が完了いたしましたので、本条例の別表に3公園を追加するものでございます。しあわせの森公園、所在地が葛城市太田1300番地、代表番地とさせていただいております。林堂公園、林堂280番地4、西室公園、西室94番地に設置をしたものでございます。公布の日から施行するものでございます。本3公園につきましては、別に位置図を3枚つけさせていただいておりますので、そちらの方で位置の方をご確認していただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 お手元に新旧対照表と今新たに整備をされました各公園の場所を示す地図が添付をされておりますので、そういうことも含めて、本案に対する質疑に入ってまいりたいと思っております。

質疑はございませんでしょうか。

西川朗副委員長。

西川朗副委員長 若干お聞きしたい事柄がございますので、お聞きさせていただきたいと思っております。

まず、このネーミングですねけれども、今回追加される3公園の中のしあわせの森公園についてのネーミングの経緯を教えていただきたいと思っております。その中で、葛城市太田1300番地

と記載されていますが、これは何番地か寄ってのところだと思いますので、その1300番地とされている内容説明、それと今後の3つの公園の管理のあり方を教えていただきたいと思えます。3点、よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 まず、しあわせの森公園というネーミングについてのご質問でございます。こちらにつきましては、実際に所在しておる場所というのが、寺口、太田両地区にまたがる地区でございます。その中で、前市長において8月に市民の方から公園の名称を公募したらどうかというようなご指示があったわけでございます。その後、いろいろと検討した結果、8月の末から9月末までの間、公園名称の募集を開始いたしております。

募集のことを窓口等に、公民館、図書館等に設置をしたり、ホームページで募集を呼びかけたところ、インターネットを通じた申し込み等があったわけでございます。募集がありました22種類の名称の募集がございました。それらの募集の中から、もっともふさわしいと思う人気投票というような形をさせていただいております。それは期間的には短かったわけでございますが、新庄庁舎、當麻庁舎、ゆうあいステーション、中央公民館で応募のあった名称にシールを張っていただいて、人気投票をさせていただいたところでございます。

その結果、しあわせの森公園という名称に決定をいたしまして、ホームページにおいて公園名称の決定の掲載をさせていただき、11月の広報において決定の掲載をさせていただいております。そして、3月に市長の方から、この名称を応募いただいた方に感謝状の贈呈等を行って、この名前に決定をさせていただいたという経緯でございます。

それから、地番の太田1300番地というところでございますが、先ほども申しましたように、本公園につきましては、寺口領、また太田領にまたがっておる地域でございます。その中で両区長ともご相談をさせていただいた中で、かなりの筆数がございます。ここには無数の筆数が存在しておりますので、その中から太田の一番入り口になります一番若い番地を代表番地とさせていただいたところでございます。

それから、この公園の管理でございますが、この公園の管理につきましては、一応、市の担当課の方で現在も草刈り等、非常に困難なところではございますが、市の方で管理を行っていく予定となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村都市計画課長。

吉村都市計画課長 ただいま都市整備部長の方よりしあわせの森公園の維持管理につきましての基本的な考え方というところで、市が直接管理をするんだということで答弁をさせていただいております。現在も職員が直接出向きまして、草刈り、それから、芝生広場の除草作業等々を行っておるわけでございますが、その傾斜地部分につきましては、かなり面積も広いということもございまして、基本的に都市公園の中で大きな地区公園とか総合公園につきましては、直営で管理をさせていただいてると。

それから、吸収源で整備しております街区公園等々につきましては、大字にその維持管理をお願いしているところでございますが、何分、このしあわせの森公園につきましては、面

積も5万6,000平方メートル強というところと、それから砂防地であるところから、大字に維持管理をお願いするということは到底無理だということから、直営で県とともに維持管理をする予定でございます。

ただ、平地の公園部分につきましては、今後、大字太田、それから大字寺口、それから大字中戸、この3カ大字が関係してくるわけなんですけども、そちらから連名で要望書を提出するということを伺っておりまして、今後の利活用、それから維持管理について、今後、市、県と3カ大字、地元と協議をして、どういった形で利活用していくのかというところを検討する予定としております。

以上です。

朝岡委員長 西川朗副委員長。

西川朗副委員長 ありがとうございます。最後に課長の方から今後の利活用の考え方ということで、私も太田地区におりまして、今、課長からおっしゃったように、寺口、中戸、太田と協議していくと区長さんからも聞いておりますので、今後、この問題に対しては、いろいろお話し合いしていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。それでわかりましたので。

朝岡委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私の方から、葛城市都市公園条例、いわゆる都市公園について、全体としてのお尋ねをさせてもらいたいと思います。そんな難しくないと思いますが、まず、この都市公園条例というのは、都市公園法に基づいての条例なのかということですね。私が言いたいのはトイレですね。公園に人が集うということになったときのトイレ、こういうトイレを設置するというのは都市公園法に載ってないのかどうか。載ってようと、載ってなくても、これからのまちづくりの中で公園にトイレを設置する、私は必需品というよりも当然だと思うんですけども、この公園の中でどれぐらいの割合で設置されてるのか、全て設置されたら何も私は言うことないんですけども、そういった状況についてお尋ねしたい。あわせて、今後の、もし計画的なものがあるのであれば、それもお答えいただきたいと思います。

朝岡委員長 吉村都市計画課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村でございます。

ただいまのご質問でございますが、確かにトイレは必要かと思いますが、都市公園法上、いろんな便益施設を設置できると規定されているだけで、必ず設置しなければならないという法的な義務づけはございません。市内の公園を見ても、確かに都市計画決定をしている公園、山麓公園ですとか新町公園、屋敷山公園、こちらにつきましては、全てトイレを設置させていただいてるところです。

それから、あと吸収源対策公園緑地事業で整備した公園の中にも、災害用のトイレというものも一部設置をしている公園がございます。それをトイレに含めるのかということもございますけども、ちゃんとしたといいますか、建物としてトイレ棟という施設があるというのは、都市計画決定による公園と、それからふるさと公園、それぐらいかなとは思っていますが、はっきりしたことが、今ちょっと資料が手元にございませんので、また後ほど調べて返

答させていただきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 この都市公園法では設置できると、設置しなければならないとはなっていないと、それはよくわかります。しかし、今の言葉に出てきたように、どういう種類の公園であろうとも、今おっしゃった災害のときの避難所になる部分もあるでしょう。また、集うということに、これは必需やと思うんですけどね。現状は調べて、後ほどお答えをいただくということについては、それはそれでいいけども、副市長なり市長なり、その辺、今後の考え方でいい、方向性について、思いだけでもお答えいただければありがたいです。前もって言います、私は必要なものやと、このように考えております。公園を利用する人だけでなく、まちをウォーキングする人でも、あそこの公園へ行けばトイレがあるんだと、そういうことで市民のそういう健康的なものも進めていくものにもつながるだろうし、その辺の思いというものを、考えというものを示していただければありがたいです。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 公園全て一律の考え方というのはできないと思います。公園として、条例の中で管理しているものにはいろんな種類がございます。児童公園もございますし、今回、公民館の横にある公園もあるわけなんですけども、例えば、その地域、地域でその公園を整備した、その意味合いによって多分変わってきてるのかなという気がします。例えば、吸収源対策を使いながら公園整備しながら、公民館の併設の状態のところがありましたら、やはり一部は災害用のマンホール等は準備しているところもありますけども、やはり公民館のトイレを使っただくということが前提になってるのかなと思いますし、開発業者等が公園整備をするという、ある一定の面積以下で公園整備をしてるところにつきましては、寄贈していただいて、トイレの設備はない。大字要望で特にあったところでは、児童公園で簡易トイレを置かれるところとかはあるのかなと思います。

ただ、委員ご指摘の公園というのは大きい公園を多分指しておられるのかなと思うんですけども、山麓公園につきましては、山麓公園としての建物がございますので、その中のトイレを使っただく。それと、屋敷山公園につきましては、一部遊具の近くにトイレがあったように思いますし、また、中央公民館のトイレを使っただきてる。基本的な考え方は同じだろうかと思います。

それで、今回、しあわせの森公園につきましては、まだ未知数でございます。整備の仕方、先ほど管理等のお話もございましたけれども、傾斜地の管理については年間約900万円ぐらいの管理費がかかるであろうという試算をしております。上の部分につきましては、できましたら地元の方にご協力をいただきまして公園整備を考えていきたいとは思いますが、それもまだいろんな案は多分出てるんですけども、最終的な結論には至っていない。

それでいけば、じゃあしあわせの森公園のところではトイレが必要なかどうかということになりますと、今現在の状況では、道の駅がございますので、そのトイレを使っていくということが、今のところでは前提なのかなというふうに思っておりますが、それもまたいろんな

な検討をいただきまして、いやこれは必要であるというのであれば、トイレを設置するということは、結局は管理をどうするかということが非常に問題になってくると思います。木戸池公園にもトイレがあるんですけども、常には開けていない。防犯面も含めまして、そのトイレの管理についてはいろいろな考え方があると思いますので、そういう全体の議論の中で、これからどうあるべきかというのは考えていかないといけないのかなと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今後考えていかなければならないという言葉ですので、それはそれでいいですけども、私はどちらが先かと。例えば、この疋田公園もここに入ってるわけですけども、このトイレは改修されて、朝から体操したり、歩いたりとか、いろんなウォーキングでずっと歩かれる、そういうことも区として推進をされている。今、区長なり、大字からの要望があればということがありましたけども、そうすることによって、そういうまた指導することによって、市民の方がまた活動的になれる、私もそのように思っております。今後検討するというごことですので、そういった行動、また声も耳にしてご検討いただけたらというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 公園条例、今提案されてるわけですけども、それぞれ3つの公園の面積をまず教えていただきたい。

それと、このしあわせの森公園、私も現場を見ております。工事ができておるわけですけども、排水面、ソイルで排水をしてある。しかし、法面がほとんど施工されていない。その小段されてない。本当にこのしあわせの森公園が、今後維持管理、非常にかかるんじゃないかな。

我々、初めに聞いていたのでは、2億7,000万円ほどの事業費がかかっている。その現場に行ったときに、きちっと小段もできてあるのかなと思って行ったけども、小段があるといえはああるけども、それは水路の役目になっているような公園というふうに思われる。

それと、この公園の表示が太田となっているが、南側の寺口領については、全くの手つかずの状態になっている。今、公園整備をされた場所と今までずっと放置していた場所、どちらが危険度が高いのか。私は、この場所を公園整備したらあかんとか、そんなことを言っているではありません。やっぱり、危険があるという理由で公園整備するのであれば、南側の盛り土された危険な部分もされると思っていたわけですが、整備されていない。その辺、どのように考えておられるのかお聞かせ願いたい。

ここで議論していいのかわかりませんが、ただ、これだけの公園ができて、条例制定しますということで上げてこられるのに、私のようにこんな質問したらあかんというのであれば、それはしませんけども、その質問する場所がないので、今ここでお聞かせを願いたいというふうに思います。

朝岡委員長 吉村課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村でございます。

まず、3点の質問がございまして、そのうちの1つ目でございますが、それぞれの公園面積というところでございます。先ほども申し上げましたが、しあわせの森公園につきましては約5万6,000平方メートルですね。それから、林堂公園につきましては1,956平方メートル、それから、西室公園につきましては1,059平方メートルというところでございます。

それから、2点目の、しあわせの森公園の小段ができていないというご指摘をいただいているわけなんですけども、私がこの4月から引き継いで、でき上がったところを確認させていただいたところ、北側の斜面が砂防指定地になっているというところで、そちらの傾斜地につきましては、県の高田土木事務所の方で小段排水の設置をしていただいたと。それから、その傾斜が崩れてこないかどうかという計器を5カ所に設置をしていただいて、常時監視をしていただいております。これが設置してから約2年ほどたつかと思うんですが、その間、土砂のずれ等はないという返事をいただいております。

あと、南側の整備につきましては、当初そういった話があったのかどうかというところが、ちょっと定かではございませんが、今のところ、一旦はしあわせの森公園につきましては今の整備で、あとは傾斜地に植栽を施して、山麓線や南阪奈からの景観をきれいに見せるというような植栽を地域の方々と一緒に検討をしてみたいというふうに考えております。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 面積についてはそれぞれ教えていただいていいわけやけど、今言うてるしあわせの森公園、これは今、課長説明のように一応完成してあるということで、それでいいわけやけども、今言うてる南側というのか、盛り土したところ、これは公園事業でやるのか、何でやるのか、何もしないのか、ここで議論していいのかどうか、ようわからんけど、その辺は市としてどういう考えを持っておられるのか。いやいやもうある程度年もたって落ちついているので、このままほっといてもどうもないのやという解釈でされるんか。私の解釈では当初は全体やと思っておりました。

ちなみに、競売で購入された土地、それが今現在どのぐらいの面積が購入されてるのか。私の解釈では、今言うた南側の盛り土の部分、それも競売の対象に入ってんの違うんか。例えば入ってるとしたら、競売の面積で買って、その一部分だけを公園にしましたというふうな解釈されてもしょうもないと違うんかな。その辺はここで聞いたらいいのか、どこで聞いたらいいのか、ようわからんので、今ここで聞いてるわけやけど、答えられるんなら答えてほしい。すぐに答えられへんのやったら、後でもかまへん。今すぐ答えてもらわんでも。

朝岡委員長 ちょっと時間欲しいですね。この件はちょっと後ほどに。

ほかにあったら、そのまま引き続きいいですよ。よろしいですか。

では、ほかにどなたか質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、この件についての質疑は終結をいたします。

先ほどの岡本委員の質疑については、後ほどわかり次第答弁願いたいと、このように思い

ます。

それでは、質疑を終結いたしますので、これより討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですから、討論を終結いたします。

これより議第39号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第40号、葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいま上程されております議第40号、葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正することについて、ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、国土交通省令、道路標識区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、高速道路番号が追加されたことにより、引用の葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正するものでございます。お手元に配付しております新旧対照表の方でご説明をさせていただきます。

まず、第4条第2項中の文言でございますが、標識番号が「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改めるものでございます。

2ページ目の第6条第1項の中の「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改めるものでございます。

3ページ目の第7条、こちらも同様に、「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改めるものでございます。

この条例につきましては、平成29年7月1日より施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明をいただきました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40議案を採決いたします。

本案を原案のとおりに可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時05分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の議決の議題に入る前に、先ほど岡本委員からのしあわせの森公園の件に対する答弁が整ったようでございますので、答弁をお願いしたいと思います。

吉村都市計画課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村でございます。

先ほどの岡本委員からの質問でございます。競売で取得した土地の面積でございますが、全て、今整備しておりますしあわせの森公園の区域内に入っております、その取得面積が4万2,990平方メートルでございます。

とりあえず、以上、報告をさせていただきます。

朝岡委員長 競売の取得面積が4万2,990平方メートルということですね。それは全て今回整備をされたしあわせの森公園内の区域内であると、こういう答弁でしたね。

この件について、更に質疑というか、議論をしていただくとなれば、一応先ほどの議第40号については議決をさせていただいておりますので、本日終了後の委員会協議会のその他の中で、再度ご議論ございましたらご議論をしていただくということのご了解だけをお願いいたします。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、改めて、次、議第42号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めてまいりたいと思います。

安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程になってます議第42号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページの方をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,102万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億1,302万5,000円といたすものでございます。なお、補正予算につきましては分割付託されておりますので、当委員会に付託されております分につきましてはのご説明を申し上げたいと思います。

それでは、事項別明細書の6ページの方をお開き願いたいと思います。

初めに、歳出の事項別明細書よりご説明をさせていただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は75万6,000円で、財務会計システム変更委託料の経費でございます。続く12目地方創生推進交付金事業費でございます。補正額が1,050万円で、空き家対策調査等委託料及び電線類地中化検討資料作成業務委託料に係る経費でございます。

次に、6ページ下段の方をごらんいただきたいと思います。5款農林商工費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。補正額が526万9,000円で、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の各報酬の追加でございます。

続く7ページ上段の方をごらんいただきたいと思います。4目経営所得安定対策事業費でございます。補正額が5万5,000円で、景観形成作物種子に係る原材料費の追加でございます。次に、3項商工費、2目観光費でございます。補正額が54万円で、消耗品等の追加でございます。

次に、6款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。補正額が300万円の減額で、先ほどの2款総務費、1項12目地方創生推進交付金事業費で申し上げました電線類地中化検討資料作成業務への予算振替の減額になるものでございます。

次に、7款消防費、1項消防費、3目消防施設費でございます。補正額が200万円で、地域防災組織育成助成事業補助金に係る経費でございます。

次に、8款教育費に移るわけですが、1項教育費、2目事務局費では、補正額278万5,000円で、嘱託員報酬の減額に係るものでございます。

次に、9ページの方をお願いいたしたいと思います。補正予算給与費明細書でございます。1の特別職についてでございます。表の左欄、区分欄の方をごらんいただきたいと思います。まず、職員数のその他の欄につきましては、中段の補正前733人に対しまして、上段の補正後741名ということで、8名の増となっております。また、報酬のその他欄では、補正前の額2億5,379万2,000円に対しまして、補正後2億5,627万6,000円となり、248万4,000円の増額となっております。

次に、歳入の方に移らせていただきたいと思います。5ページの方にお戻りいただきたいと思います。

5ページの方でございますが、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金におきましては、補正額525万円で、空き家対策事業及び電線類地中化対策に対する地方創生推進交付金でございます。

次の17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、補正額が2,342万7,000円の追加でございます。

次に、19款諸収入、3項雑入、4目雑入では、補正額が200万円で、地域防災組織育成事業に対する地域総合センターコミュニティ助成金に係る費用でございます。

以上、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、この関係部分につき質疑に入りたいと思いますが、7ページの8款教育費、嘱託員報酬の減額補正については人件費ということでございます。この補正に伴いまして事業の質疑ということになりますと、厚生文教常任委員会の所管になってまいりますので、この件については余り踏み込んだ部分までの質疑は本委員会では差し控えていただきたい、このように思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、本案に対する質疑に入っております。

質疑はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。岡本委員。

岡本委員 補正予算関係で、6ページの総務管理費、2目地方創生推進交付金事業費、委託料1,050万円。この市内の空き家調査委託料、ちょっと私、戸数を聞き漏らしましたので、どのぐらいの戸数を予定されているのか、また、どのような調査をされるのか。それから、電線類の地中化検討資料作成業務委託料、これの内容、どういう委託をされるのか。それから、同じ6ページの農林商工費、農業委員会費の中で、私が聞きたいのは、農業委員会を開催する段階で、農業委員14人が委員会に所属されるのか、それとも、農地利用最適化推進委員も同席をして、14人プラス9人、23人で委員会をされるのか教えていただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監の本田でございます。ただいまの岡本委員からのご質問について回答させていただきます。

昨日の一般質問におきまして、赤井議員の一般質問の中で回答させていただいておりますけれども、昨年度簡易な調査、机上での調査になりますけれども、水道の利用状況等をもとに空き家の候補を抽出しております、その中で、約250件ほどあるのではないかとというのが推測をされているというものでございます。こちらについては、あくまでも机上、机の上で検討した調査でございますので、これを補完する必要があるだろうというのが調査に当たった基本だと思っております。その中では、あくまでの机上の調査ですので、大字の区長さん等にヒアリングをさせていただいて、ここら辺に抜け、漏れがないか、もしくは、ここについてはちゃんと人が住んでる、そういったような補完を行う必要があると思っております。また、そうやって補完をいたしましたら、今度は実際に実物を見させていただいて、じゃあその家屋の損壊状況がどうなっているのか、本当に居住している気配があるのか、そういったものを調査することで、状況の調査を行った上で対策の検討にも移っていききたいと、そういった調査を委託するというものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村都市計画課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村でございます。

2点目の質問でございますが、電線類地中化検討業務の内容ということでございます。この件につきましては、平成28年度に電線類を地中化するための路線の選定作業を業務委託しておったわけでございます。その中で、防災面からの検討、それから景観面からの検討、そ

れから費用面からの検討というところで路線を選定いたしまして、無電柱化の地方部会、奈良県が主催をしておる会があるわけですが、そちらに葛城市で無電柱化を考えておる路線がこれだけあるよということで報告をさせていただいております。ただ、電線事業者等の協議が十分に整っておりませんので、合意予定ということでの登載ということになっております。それを受けまして、平成29年度に電線事業者と実際の管をどのあたりに埋めていくのがいいのかとか、どの深さでとか、実際に費用がどれぐらいかかるのかとか、そういった詳細な協議を行った上で、合意を得るための資料作成ということで予算化をしておるところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ただいまご質問のありました、新たな農業委員におきます総会の形成の仕方でございますが、この7月20日から新しい農業委員14人、農地利用最適化推進委員9人において総会がされますが、この前からお話させていただいておりますように、農地利用最適化推進委員については議決権がないという形にはなりますが、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の捉え方もありますので、現時点におきまして、農業委員、また推進委員においては、総会の方には出席いただいて、地区の状況等、現場の状況等も報告いただくような形で進めさせていただくということで現在動いているところでございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ回答していただきました。本田部長の方からは、空き家の方については約250件ぐらい、机上やけども、こういうことですね。今年で聞き取り調査をやって、どれだけそういう空き家があるか調査していくということやけど、今後、例えば調査をされて、空き家をどうしても取り壊しせなあかんということになってきたら、これは行政の費用で行くのか。例えば半分出しますよとか、いや、あるいはもう全然あきませんよ、個人でしてくださいとなるのか、その点も、もしわかっているのであれば教えていただきたいと思います。

それから、吉村課長の方から電線類の地中化のことで、昨年予算計上されて、いろんな調査をされたと。今年の作成業務の中で、一番大きなのは電力会社との交渉をどうするのかということやと思うんですが、昨年の視察に行かせてもうた中で、問題になるのはやっぱり電気業者。電気業者は、行政は国の補助金をもらえますが、我々電気事業者は、それに対して費用を出していかなあかん、事業者負担分は出せませんよ、行政が全部出してくださいよというのが今の実態。それでなかなか折り合いがつかない。その当時聞いたのは、1メートル100万円かかります、こういうことを聞いてるわけや。私、10万円かと思って計算したらメートル100万円や。非常に大きな金額になってくる。

恐らく、今先にしようとされてるのは竹内街道ではないかなと思います。しかし、その当時メートル100万円ということになってきて、今はどれぐらいになっているのか、恐らく下がることはないやろう。そうなってきたときに、財源的に国の補助金がもらえらしたら、恐らく100%はないやろう。そのときに、無電柱化することはいいことはわかってるわけや

けども、その辺どんどん委託をして、調査をして、これだけ要りますよという成果が出てくる。ところが、実際事業に着手をしていく、5年10年先でしかできないようになってきたときに、本当にこの調査が生きてくるのかということが、私の勝手な考えやけども、本当にそれがいいのかということをおもいますので、その辺の考え方を教えてもらいたいと思います。

それと、農業委員。池原部長から話がありましたように、議決権ないけども、地域の事情もよく知ってもらわないかんということで、23人で総会やりますよと、こういうことやな。ということは、報酬のところを見ると、農業委員の報酬と適正化委員の報酬と全く一緒の月額2万7,000円となっている。総会に出ないのに一緒かなとちょっと疑問を持ったので聞かせてもらいましたが、一緒に参画してもらおうというなら、同じ同額ということになるので、それは結構でございます。

朝岡委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監の本田でございます。

ただいまのご質問についてでございますけれども、岡本委員のご指摘につきましては、特に対処の必要のあるような、よく特定空き家と言われてる部分かと思えます。その除却について費用の負担がどうなるかという部分でございますけれども、原理原則論からいたしますと、空き家の適正管理については所有者または管理者の方にやっていただくということになります。そういった中で特定空き家として指定をした上で、しっかり所有者、管理者の方に対処してください、しっかり補修していただくであるとか、必要であれば壊していただく、そういうことをやっていただきたいということで、助言、指導、命令、勧告、そういったような行政指導なり行政命令を行わせていただきます。そういった中で、それでもなお対処いただけない場合というものがあるかと思えます。そういったものにつきましては、必要な手続をとった上で行政代執行ということになることも考えられます。そういった場合につきましては、原則的にはその所有者、管理者の方に費用負担を求めていくということがあるかと思っております。それに対して付加的に補助を行うといったものについては、今後、市の実態を把握した上で考えていく話かなと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村でございます。

電線類の地中化につきましては、委員もおっしゃってるとおり、莫大な費用がかかるということは当然ながらわかっております。電線類の中でも、やっぱり電力会社が一番大きいわけでございます、その辺で電線類地中化の地方部会の中でも、電線事業者から事業者なりの優先順位づけというのがあるというふうには聞いております。それはまず第一に防災面、緊急輸送道路等の防災的な面から路線を優先的にやっていくんだというところ。それから、委員おっしゃるように、本市では日本遺産に認定された竹内街道をメインに、今検討を始めようとしているところなんです、そこで歴史的な環境保全、景観の維持を主目的にということになりますと、電線事業者からすると優先順位は低いというような答弁もございます。

ただ、工事費ですね。先ほど委員がおっしゃったように、メートル100万円ということをお

おっしゃっておりますが、今のところ、メートル50万円程度の事業費が概算でかかるというふうな調査結果が出ております。ただ、この工法につきましても、いろいろな工法等々が開発されつつありますので、そういったコストを抑えるような工法もあわせて検討しながら、できるだけ優先順位を上げていくような形で、電線事業者と協議をしたいというふうに考えております。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今、本田部長の方から説明していただきました。あくまでも基本的には所有者の負担やということですね。行政代執行、これは所有者に負担してもらわんと、行政代執行するわ、行政が金出すわでは意味がないので、当然個人負担、後で請求すると、そういうふうになってくると思います。ですから、今のところでは、勧告なり命令、指導はしていくけども、費用は個人ですよと、こういう解釈でいいということですよ。わかりました。

吉村課長の電柱の地中化、大事なことやと思います。しかし、100万円は聞いた話で、それがうそか本当かよくわかりませんが。今、50万円という答弁をもらいました。これも大きな金額。その辺で、電線類の地中化は、いいことであるけども、その成果品の考え方が、先ほど言いましたように、成果品が納品されるが、事業の着手がずっと先になると、せっかく投資をした金額が生きてこないというようなことになるので、その辺をしっかりと考えてもらったらなというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、7ページ、消防施設費、負担金補助及び交付金200万円。この中身ですけど、この分につきましては、どこへ配分するというのは決まっていると思います。何に使うのか、まず教えていただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

この200万円の事業でございます。この事業ですが、財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業として申請を上げております忍海自主防災会に対する交付金、その決定通知書が平成29年3月27日に通知を受けておりました。この事業でございますが、コミュニティ活動に必要な備品、集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援、地域の国際化の推奨など、活力ある地域づくりに対して助成を行っているものでございます。助成事業としまして、地域防災組織育成事業の中の自主防災組織の育成事業、その事業を選びまして、忍海自主防災会が要望されておられました消防ポンプの購入を申請して実現したものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

朝岡委員長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

それで今回、忍海自主防災会の方で用意されます補助対象となる備品についてございま

すが、小型の動力ポンプ、給水管、消防用ホース、携帯用無線等が対象になるものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 忍海に交付されるというわけですが、自主防災組織については44カ大字のうちでほとんどできてるということやけども、當麻地域の自警団のあるところにはポンプを据えていったらいいわけやけど、ただ自主防災組織ありますよというところにポンプを設置して、実際にこのポンプの取扱いができるのか。それと、今、葛城市で可搬ポンプ、何カ大字があるのか知りませんが、その可搬ポンプを所持しておられる大字の中で一切補助金をもらわないでやってる大字もあれば、全額補助金でやってる大字もある。それは別として、きちっと自主防災組織が例えば月に一度エンジンをかけるとか、きちっとした訓練を實際やっておられるんか、やっておられないのか。

例えば、このポンプを希望どおり購入をして、そこへ配置したとします。ところが、ある大字では全然、ポンプはあるけども何も使用してませんよという大字もある。そこへ7万円の補助金を出してる、それが実態です。それと、このポンプというのは、消防用であると思うわけやけど、火が発生したときに、可搬ポンプを出したり消防団や消防署が来たときに、どういう対応をするのか。そういうことをきちっと地元の説明をしてあるのかどうか。今、広域消防になってから、どんどん火事がふえている。広域になってから死亡者もふえている。このような状況の中で、初期消火、一番大事なことやと思うけども、初期消火で消えればいいけども、消えない場合は、広域の消防が来る、消防団が来る。そのときに自主防災の対応はどうするべきなのかということもきちっとやっていかないと、宝くじで補助金もらいました。希望がある団体があれば補助しますよ。申し込んでももらえない大字もある。丸々150万円の金を出して運営してる大字もある。ところが今まで全然消防ポンプを持っていなかった大字がぼんと200万円もらって、これが行政の公平性ですか。私は疑問に思うから、特にこういう質問をしたいと思います。どうですか。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 確かにポンプ購入等につきましては、各大字のそういう要望に基づきまして、その購入の計画を出させてもらっております。確かに、これは當麻地域につきましては、15カ大字中14カ大字の方で消防ポンプを整備されておられます。新庄地域29カ大字の中では、まだ十分その台数には至ってないというのは現実あるわけでございます。この消防ポンプの使われ方というのは、もちろん各大字の自主防災会、また、當麻の方におかれましては、各大字の方では自警団組織というものを持っておられるわけでございます。

そこで、もちろん委員の皆様方ご存じのように、初期消火というのは消防活動の中で一番大事な役割を持つわけでございます。その中で、今まで消防ポンプを助成させてもらった大字におかれましても、購入されてから生活安全課が主になりまして、そういう指導等をさせてもらったいきさつもございます。

もちろん、各大字の方では、年1回、自主的に防災訓練等をお願いしているわけではござ

いますが、大字によりましては、なかなか実現されておられない、そういう大字もあるという話は確かに聞いております。しかし、未然にそういうふうな状況を防ぐためにも、機械等のそういう整備をしなければいけない、そういうことは当課としては考えておるわけでございますので、そういう面、ご理解いただきたいと思っております。

あと、消防ポンプの方ですが、今、何台、市内の方で持っておるかについては、ちょっと今調べている最中でございますので、よろしく申し上げます。

岡本委員 消防団との連携はどうなっている。

朝岡委員長 どうぞ。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。

火事が発生した際、その消火に当たり、各大字の自警団等が先に入って活動されておられる場合がございます。その場合は消防署、また広域消防組合の方が、引継ぎをするという、そういう話は聞いております。本業の方に任すということで、そういう対応をしている状況でございます。よろしく申し上げます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長の方から報告があったわけですけど、私は、ポンプを大字に助成したらあかんということはないので、理解してもらいたい。ポンプを配置することはよいことであるというのはわかるけども、どこの大字とは言いませんがほこりがかぶっている。補助金をもらって配置された大字がほこりがかぶっている。自前で設置した大字がきちっと整備ができています。これが実態やということをお願いしたい。

火事の現場へ行って、本当に広域の消防が到着した、消防団が到着した、そのときに自警団の人は、きちっと引継ぎをする。こんな文章に書いたように引き継ぎができないので日ごろからの訓練で、現場に来てもらったら自警団は下がりますよということの徹底をできてるのかどうか。口では初期消火、初期消火と言うけども、日ごろの訓練がなかったら、いざ火事になったとき、ポンプをどのようにして回すのかわからん。勝手に皆走ってるというのが実態や。そこをきちっと行政の方から各大字をお願いをしてきちっとやってもらわないと、せっかくいい機械、ポンプを入れながら使われない。これが実態ではないかと思う。

特に當麻地区については伝統ある自警団ですので、私の言っているようなことはない。しかし、旧の新庄地区については、古くからある自警団を持ってる大字はきちっとやっていますよ。しかし、新しい防災組織ができた大字には、そういう経験がない。経験がない大字にポンプを配属することは、いいことやと思うけども、その後のフォローですね、今言うたように訓練をきちっとやってもらわないと、本当に投資をして、その機械が生きるのか。本当に初期消火で消せるのかということになってくる。今後、消火栓の点検、これは消防署もやってもらえる。防災組織、大字で消火栓の点検、何か大字やってもらってるのか。水利、川のどこに防災の板を置くのか、土のう袋を置くのか、きちっと皆各大字でそういうふうなこともやってもらえるのか。そのことをきちっとやってもらいたい。

私の大字、自慢で言うのやないわけやけど、うちへ来てくださいよ。きちっと、皆土のうも置いています。板も置いています。自警団が管理して火災が発生したら、どこへ行ったら

水をどう回すんやということもちゃんとしてる。全部やってます。やっぱりそのぐらいしておかないと何もできません。いわゆる消防署は消火栓を使い、消防団、自警団は自然水利使いなさい、決めたようなもんや。その辺でやってきて、本当に今地元で、そこまで徹底してる大字、何カ大字あるか。そこらも名前だけの自主防災組織やなしに、やっぱりきちっとやってもらって、初めてそういう火災とか災害が起きたときの対応の仕方、訓練しないといざとなったらできない。そのことをきちっとやってもらいたい。

お願いをしときます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 7ページ、経営所得安定対策事業の景観形成作物種子原料代、この内容についてお聞かせ願いたい。それから、農林商工費、観光費の消耗品費54万円の内容についてお尋ねをいたします。

朝岡委員長 芝農林課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

経営所得安定対策事業費の原材料費でございますが、当初計画しておりましたひまわりの植え付けの面積が2万2,500平方メートル、袋の数にいたしまして216袋を予定しておりましたが、今回申し込みが面積にしまして3万8,800平方メートル、袋数にいたしまして291袋ありまして、差し引き75袋分の9万9,630円の増額と、それと、当初計上しておりました菜種の申し込みが今回ございませんでして、その予算額が4万5,360円、これを相殺いたしまして5万5,000円の増額を計上させていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 岩永商工観光課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。よろしくお願いたします。

私の方から消耗品の補正について答弁させていただきたいと思っております。

竹内街道・横大路（大道）が日本遺産に認定されたことによる、葛城市としての初期啓発、初期広報事業といたしまして、のぼり300本と横断幕5枚を作成させていただいて、市内の鉄道駅周辺及び街道沿いの施設周辺に設置するものでございます。これらの啓発については、実行委員会の構成市町村の独自の事業ということで、日本遺産魅力発信推進事業に係る補助金、文化芸術振興補助金の対象とはならないということから、市独自で補正予算に計上させていただいたものでございます。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。3万8,800平方メートル、相当広い面積です。どの辺なんですかね。山麓周辺とかですかね。

菜種については、非常にNPO等の活動とかが報道とかでよくされてますし、やっておられる趣旨というのは非常にわかりやすいといえますか、油搾ってとか、景観だけやなしに、最終的な成果までいろいろとやられてる。ヒマワリは見るだけなんですかね。ヒマワリの種

を油搾るとか、それから、鳥の餌にするねんとか、収穫作業は伴わないという。今報告があった菜種が、菜種というのは菜の花プロジェクトの部分の違うルート、景観だけを目的としてやってるやつと別に活動されているのか、NPO等の連携の中の部分が減ってるのか、そここのところもちよっと聞きたいなと思います。

それと、この菜の花プロジェクトで気の毒やな、大変やなと思うのは、非常にきれいな景色を景観形成として成果を上げていただいているんですけども、今どきと言ったら失礼ですけども、収穫物を手刈りされています。油を搾るのは外注でほかのところで行ってられると思うんですけども。機械化とか、そういうふうな手立てとか、そういう支援とかはできないのかなど。農協とかに汎用コンバインという刈る機械があるので非常に省力化できるんですけど、そんなところとも連携等もやったらどうなんかなという気がするんですけど、その辺の市として、その活動に対するご支援とかご助言とかは、連携持たれてるのか、ちよっとそれをお聞きします。

それから、観光の部分については、のぼりと横断幕ということですけども、これ、補正で緊急性を要する予算として上げておられるということは、恐らく認定になりましたというのぼりと祝何とかという、そういうイメージののぼり、横断幕なのかなど。普通の観光ののぼりだったら、別に次年度でも、それから全体予算の中で共通ののぼり、チラシと横断幕とつくればいいのかという単純な思いです。その辺の内容、緊急性を要する必要性といえますか、その辺の説明ももう一度お願いいたします。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまご質問ありました菜種の件でございます。とりあえずNPOにおきまして菜種、搾油までしていただいた形でやっていただいて、委員ご指摘の、今現在手刈りされた中でやられてるんですけど、やはり言われたように、汎用コンバイン、そのもの自体は農協さんの方であるんですけども、現在、奈良県として、この農協さんで持っておられる汎用コンバインがそばの収穫と一緒にされてるという中で、菜種の収穫となかなかうまく時期的にあわない。それと、やはりご存じのように、汎用コンバインが普通のコンバインより大きいので、副幅が広いので、この辺の農地ではなかなか入りにくいというのが現状であります。

それと、先ほど言いました菜種につきましては、景観の菜種として、市の転作事業としては執行させていただいているものであります。ですから、NPOさんと今の現在の転作の菜種とは連携は現在しておりません。

ヒマワリにつきましては、景観のヒマワリと搾油用のヒマワリもあるんですけども、これは現在、メーカーさんで1つの品種しかございません。ですから、今後、この搾油のヒマワリについても、ちよっと研究をしながら広めていって、利活用できるような捉え方は今現在考えているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。のぼりと横断幕の件でございます。こちらに関

してはおっしゃるとおり、あくまでも初期の啓発の事業といたしまして、祝・日本遺産認定というような形で表現をさせていただくように考えております。また、日本遺産の竹内街道がここですよというのが、のぼりとかでわかるような形で設置をできるだけさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。そういうことで、機械化するような条件が備わってないと、そういうことですね。非常にああいう景観作物として、ほかの市町村よりも葛城市、非常にたくさん、特にそういう景観を、何て言いますか、山麓線沿いとか、そういう目立つところでの景観形成作物の取り組みというのを熱心にやられてるので、もっと遊休農地等を景観化するような、そういうことに対して、種だけやなしに、いろんな面で市としてもご支援いただけたらありがたいと思います。

それから、のぼりと横断幕は、祝いののぼり、ご報告ののぼり、そういうふうに解釈させていただきました。

一般質問でもお願いしましたように、日本遺産認定の補助金については取り合いになるかと思えますけれども、7,000万円、8,000万円の予算をできるだけ葛城市観光振興のために持って帰るようなお取組みをよろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第42号の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号の関係部分は原案のとおり可決することで決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託をされました議案の審査は終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件について入ってまいりたいと思います。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より報告を願いたいと思います。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいまの調査案件でございます地域活性化事業「新道の駅建設事業」でございますが、昨年度にほぼ完成をしておるわけでございますが、本年度につきましては、昨年度の繰越し

分といたしまして、地域振興棟から西側の部分につきまして、公園工事を中心に、盛り土を中心に工事を進めてまいるところでございます。工事概要につきましては、先の3月議会で図面等でお示しをしておるような内容とほとんど変わりはありません。なお、この工事につきましては、一般競争入札、総合評価方式にて、本日入札公告を行ったところでございます。入札時期につきましては、8月中旬ごろという予定で進んでおります。この後、いろいろなご提案をいただいた中で、総合評価をし、審査をしてみたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

朝岡委員長 ただいま報告をいただきました。このことを含めて、何かご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今説明していただきましたけども、一応この新道の駅事業、いわゆる法面というか、建物の上の事業が終わったら、新道の駅事業というのは完成ということの解釈でいいわけですか。

朝岡委員長 増井部長。

増井都市整備部長 ただいま岡本委員のご質問でございます。本年度工事を行う部分が終われば、道の駅に関する事業は全て終わりかというご質問でございました。本担当課といたしましても、今回の工事もちまして、新道の駅事業、地域活性化事業につきましては、平成29年度予算は費目もないわけでございます。昨年度の平成28年度繰越し分としての事業で、補助事業が残っておるところで解釈をしておるわけでございます。今後につきましては、どういう形になるのかわかりませんので、一応今年度の工事をもって区切りという認識はいたしておるところでございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今の部長の話では、一応今のところでは区切りやと。しかし、後、何か問題が出るかもわからんと、こういうことも含んでるということやねんな。そういう解釈でいいわけやな。

朝岡委員長 ほかにご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようであれば、本件については、本日はこの程度にとどめておきたいと思えます。

続きまして、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

これも、理事者より事業の進捗状況などについて報告を願いたいと思えます。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいま調査案件になっております尺土駅前周辺整備事業につきましては、昨年度に用地買収が完了いたしました東側部分を中心に、本年度工事を予定いたしておるところでございます。現在、東の川の河川につきまして県の河川課と協議を行っており、その工事、施工内容等について検討を重ねておるところでございます。この協議が完了後に着手する予定となっております。なお、未買収の用地等につきましては、引き続き努力をしてみたい所存でございます。

以上、報告とさせていただきます。

朝岡委員長 ただいま事業の進捗の報告がございましたが、このことを含めて、何かご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今、部長の方から話あったわけやけど、その橋りょう工事の県と協議をしてるということですが、それが葛下川のことやねんな。それと、だいぶ時間がたってきているのと、この新市建設計画、いわゆる平成31年度末で完成、平成29年6月、もう終わりに近づいてるということの中で、恐らく用地買収3件かな、残っていると思いますが、部長の言われたように、橋りょうの工事の検討に入ってます、これも大事やと思うけども、検討しても工事に着工できないのでは、この駅前広場、非常に重要な部分になるわけやから、その橋の工事ができる場所だけでも確保する努力をしないと、駅前広場の工事をしたって無意味やということになる。

その辺が原課として本当に、例えば今年の8月までに用地を買収完了しますよというぐらいのことでいかないと、橋りょう工事発注しても年度内には終わらない。今年中に買収をできますねんとなってきたら、平成30年度末では工事は終わらない。そうやってきたときに、平成31年度の新市建設計画の終わりの年に完成できるんか。なかなかできないやろと思います。これは最終的には、それは理事者側の判断になるのかわかりませんが、どんな形でこの駅前の1つの区切りをつけるのかということが一番大事ではないかな。その決めるのは、もう今の時期に大体方向を決めないと非常に難しい。これは国鉄・坊城線も同じことが言えると思うので、担当課としてどういうふうな考えを持っておられるのか、それだけお聞きしたい。

朝岡委員長 増井部長。

増井都市整備部長 今、岡本委員からご指摘のあった内容につきましては、非常に担当課といたしましても憂慮しておる問題ではございます。先ほどからも出ておりました平成31年度の事業完了という、合併特例債とか、いろんな新市建設計画の問題があらうかと思えます。当然原課といたしましても、その辺のことを念頭に逆算をいたしますと、先ほど岡本委員がおっしゃられた部分がリミットかなということでは認識をしておるところでございます。いかんせん、地権者、相手方があるところでございます。精いっぱい努力をした中で、できるだけ早く交渉がまとまるように頑張っているということしか、今のところでは答弁できませんので、ご理解のほどよろしく願いをいたしたいと思えます。

朝岡委員長 ほかに、この件について何かがご質問ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 尺土駅前の進捗についてです。今、部長の方から平成31年度までに、用地買収に当たっては精いっぱい努力すると、こういうふうな表現でご説明をいただきました。精いっぱい努力する具体的な手法についてお聞かせください。言葉では精いっぱい努力というのは簡単なんですよ。形ですわ、大事なのは、ずっと同じことをやっても進まない。一步踏み込んで、次のステップが大事やと。これがあかんかったらあれということをしてしないと、同じことをや

ってたらハードルは越えられないと、私はそう思うので、次の一手、こんな方法で次進むんだという精いっぱいの方の努力の形をお聞かせください。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 ご心配をありがとうございます。合併特例債事業として完結を目指して頑張っているところではございます。もう尺土駅前の開発のこの事業につきましても、問題点等は各委員の皆さん方も共有させていただいてるところではございます。私もこの3回目の議会ですけれども、そのたびご指摘いただきまして、ある一定の期日をご提示させていただいております。6月、7月末までには一定の決断を下したいと思っております。その中で、一番ベストの状況を目指しての努力は最大限させていただくつもりではございますが、その中で、その結論にいたらなかったときの判断を、ある種、2種類ぐらいは考えておるところでございます。今、この時点でどうしますという話はちょっと申し上げると、いろんなところに波紋が及びますので、一応選択肢としては、一番は説得ができたとき、交渉がうまくいったときを含めると、3パターンぐらいを考えないといけないのかなという理解の仕方をしております。もう近々、そのまたご報告はさせていただく機会を設けたいと思っております。

期日としては、もう限界に近いという認識でございます。正直なことを申し上げますと、先ほど岡本委員がおっしゃいましたように、本当に工事を、今言ってる平成31年3月ということに限るとすると、現実には、もうおそいんですよ。今からうまくいったとしても、なかなかその期日に間に合うのかどうかもわからない。多分1年ぐらいは余分にかかる可能性はあるのかなという認識をしておりますので、その点の工夫も含めた中で、原課の方には確認作業をさせているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 市長の方から前向きなご答弁、ありがとうございます。市長からのお答えを待っております。非常に心強いところがございます。ただ、私、ちょっと誤解があったらあかんで確認だけさせてもうときます。できないときの判断というのは、買収が、もうご理解をいただけないときには、法的な部分も含めて前に進めていくというふうに解釈したんですけども、それでよかったらそういうふうに理解をしたいと思います。

それと、もう一つ。市長の方も交渉等に伺っていただくといいますが、いろいろと汗かいていただく、そういうような姿も見せていただけたら、皆さん方のご理解も深まるのかなと、そういうふうにも思いますので、よろしく申し上げます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 まずは原課の方に申しておりますのが、もう詰めるところまで詰めてくれと。最終的には、私が寄せていただきますというお話をしております。その中で最終の結論がどうなるかということによるのやと思っております。今、委員ご指摘の法的手続等のお話もでございます。選択肢の中には入っております。それが3つのパターンの中の1つのパターンやと思っておりますけれども、できることならば、そういうことにならないように努力したいという思いでいっぱいでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ほかに何かご質問等、ご確認等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめてまいりたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件は、今回、理事者からの報告事項は特にないということですね。委員の皆さんから、何か確認事項がございましたらお受けしたいと思いますのですが、ございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでしたら、本件は、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者から報告を願いたいと思います。

本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監の本田でございます。私より、公共バスの運行につきまして、現状の報告をさせていただきたいと思います。

公共バスの運行につきましては、平成29年5月22日月曜日に、第14回の地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会を開催いたしております。協議会におきまして、コミュニティバスの平成28年度の運行実績を報告したほか、構成員の間の人事異動に伴う規約の改正、協議会の平成28年度決算と平成29年度予算、国への補助申請のためのフィーダー系統確保維持計画、そういったものについて協議をいたしております。

その中で、協議会におきまして報告させていただきました平成28年度の運行実績につきまして、かいつまんでご説明させていただきたいと思いますが、平成28年度につきましては、運行日数357日運行させていただいております。そういった中で、1日当たりの利用者につきましては、環状線ルートが内回り、外回り合わせまして89.66人、1日当たりになります。ミニバスルート、AからFルートございますけれども、その合計が46.44人で、合計136.10人でした。

また、平成28年度におきましては、道の駅かつらぎのオープンに伴いまして、そのダイヤ改正前後ございますので、それについてご報告させていただきますと、平成28年11月3日から平成29年3月31日まで141日間、こちら、新ダイヤで運行しておりますけれども、こちらにつきましては、1日当たりの利用者は、環状線ルート、同じく内・外合わせて83.07人、ミニバスルートがAからF合わせて45.2人で、合計128.27人でした。先ほどの平均と比較しますと、少し利用実績としては減少をしているというものでございます。

こちらが平成28年度の運行実績についてでございますが、今後につきましては、先日の一般質問での答弁でもご報告させていただきましたとおり、こういった運行実績、また平成29年度ももちろん運行しておりますので、そういった運行状況を踏まえながら、秋までにこの

法定協議会を開催した上で、この公共交通のあり方について協議を開始したいというのが考えているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま本件についても、今、状況報告がございました。この件につきまして、踏まえ上でのご質問等、ご確認等ございましたら、お受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 今の数字、平成28年度の実績ということでお伺いしたわけですが、私の聞き方、うまく聞けなかったんですけど、環状線ルートが89.66人、ミニバスが1日当たり46.44人という、先に説明があって、その後、道の駅に停留所ができて、変更後の人数ということだったんでしょうか。いわゆる道の駅に停留所ができて寄るようになってから、今のお話ですと、1日の利用者数が減ったというふうに聞こえたんですけども、それが実態であるのかどうかです。ルート変更というのは、私もきのう言いましたけど、地域公共交通の活性するように協議をやってくれと、それやったら名前変えやなんぐらいやというような余計なことも言いましたけども。変えるわ、減ったわという実態であるのかというのをまず確認しときたいのが1点。

それと、これが継続審議、調査案件になっておりますので、前回にたしかあったと思うんですけども、いわゆる活性化するためにマイ時刻表というものをつくって、利用者をふやしていこうと、私もマイ時刻表をつくってもらいましたけども。それとか、うまく表現できないけど、商工会ですか、商工業者さんとの提携もやってるんだというようなお話、前回あったかと思います。その辺がどうなっているのかという継続的なお話をさせてもらいたい。

あと、きのう私は一般質問の中で、この協議会の重要性ということで、今度は秋にもまたするんですという市長からの答弁がありましたので、それはそれでいいんですけども、昨年の6月のちょうど1年前の協議会、それはホームページに載ってるわけですよ。そこで問題となっているのが、いろいろありますけど、大きく言うと大和高田市立病院への乗り入れということについてやと思います。これ、葛城市には病院がないというようなところから、また大和高田市立病院に行ってる病人さんが乗っていかれる。しかし、その病院に入れないというんですよ。これが問題やというのは、去年の6月に議論をされてるわけですが、今、ちょっと私も病院までは乗っていったことがないのですが、税務署のどこかまで行って、そこで迂回して、また戻ってきてる、こういう不合理的なことをやられてるわけですよ。

その辺の、委員の皆さん方は知っておられるかわからないですけども、現状がそうなんだと、どういうふうな形で回ってきてるのかと、何が問題なのか、もう1年たって改善されていないということですよ。昨年の6月に大和高田市さんと協議をしてまいりますというのが、この協議会の中でも出てるわけですよ。どんな協議をされたとかいうところまで答えられないんだったらいいけども。なるべく早くしないとあかんと思うんですけど、その辺のところ。今の3つですよ。お願いしたいと思います。

朝岡委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監の本田でございます。

ただいまのご質問、3点いただいたところでございますけど、まず第1点、利用状況についてでございます。ちょっと説明が十分でなくて申しわけございません。最初に申し上げたものにつきましては、運行率、年度を通して、1年間を通しての357日の平均として計上したものが、環状線ルートが89.66日、ミニバスが46.44日の計算でございます。その後に申し上げたのが、道の駅かつらぎがオープンした後の141日間の平均の乗車数として、環状線ルートが83.07人、ミニバスルートが45.2人になっております。

オープン前の期間357日から141日引いた216日間になるかと思っておりますけど、その平均が、先ほどは申し上げておりませんが、環状線ルートが93.97人、ミニバスルートが47.24人ということで、結果といたしましては、変更前より変更後の方が利用者数は減っているというのが実際上の、数字上のものがございます。ただ、そちらの原因については、季節的なものもあるかと思っておりますし、ルートの影響なのか、そういったものについては分析をしないといけない、やはり一時期をもって無理なものもあるかと思っております、そういった年次の比較、そういったものも行っていくと、そういった季節的なものなのか、それともルート改正によるものなのか。そういったものについてもわかってくるかと思っております。

2点目でございますけれども、マイ時刻表と協力店舗についてでございます。委員、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、利用者の方々に利便性を高めるために、マイ時刻表という小さい紙を作成させていただいてまして、見やすく持ち運び可能な時刻表をマイ時刻表としてつくらせていただいております。現在、37名の方から、23件の時刻表というものを発行させていただいております。

また、コミュニティバスのこちら利用者向上策の1つではございますけれども、コミュニティバスを利用して、運賃支払い済み証を降車時に発行される形になりますけれども、こちらをご提示いただくと特典を受けるような、「ぐるっとかつらぎ」というキャンペーンを実施させていただいております。こちらに協力いただいている協力店舗は、現在7店舗となっております、こちらについては市のホームページにも掲載をさせていただいております。

3点目になりますけれども、大和高田市立病院への乗り入れというところでございます。こちらについては、昨年のダイヤ改正にもかかわってくる部分かと思っておりますけれども、大和高田市立病院への乗り入れについては、やはり引き続き大和高田市とも協議を行っているところでございますけれども、やはり乗り入れに関してさまざまなご意見をいただいていたかと思っております。現在、葛城市方面から大和高田市立病院に向かってくる際には、大和高田市立病院の逆側の方にこれまでバス停を設けていたという経緯があったかと思っております。

そちらについて、やはり道路を横断して大和高田市立病院に入っていかなければならないということで、これはちょっと病院に通われてる方の状況とかを考えてみますと危険であろうということで、なるべく病院に近い場所で降車位置というものを決めていかなきゃいけない。かといって、現在、大和高田市との協議状況でいって、市立病院の中に乗り入れるのもちょっと難しいという中での現状の打開策と申しますか、改善策といたしまして、166号線について、葛城市方面から来たら、一度税務署の方をぐるっと回って、大和高田市立病院と

同じ側で、同じ車線で降車できるようにというダイヤ改正もあわせて行っているというところで、ちょっと協議がなかなか難航してる中での策となって、このようなダイヤ改正、ルート改正というのを行わせていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 先ほどから言ってるように、ダイヤ改正を行って、現状維持がちょっとでもふえましたというのならいいけども、今の説明を聞くと、余計に格差が広がってるわけですな。環状線ルートだけで言うと、道の駅を通るようになって、私、道の駅が入ったから減ったとは思ってない。道の駅を入れるためのダイヤ改正そのものが問題があるのではあると思います。だから、約10人減ってるんですよ、1日の利用者数がね。約10人、変更前と変更後。だから、ここにダイヤ改正の問題があったと。そこはもうしっかりと議論してください。そのためのこの協議会等が、もっと活性化してくださいということを私はきのう一般質問で質問しているので、やっていただいたらよろしい。減らすための協議会なんていうのはおかしい。活性化協議会にならないのやから。きのうからそればかり言うてますけど。

それと、病院への乗り入れについては、引き続き協議をしてまいりますということですが、何がそんな難しい問題なのかなと。大和高田市との協議をやって、民間の病院でもない市立病院に入らせてもらう。大和高田市のバスは入っていったるが葛城市のバスはそこへ入っていけない。そのために利用者もたくさん歩いてもらわなあかん。ダイヤにしても遠回りをして帰ってくるわけやから、たとえ5分なのか10分なのか15分なのかわかんないけど時間がかかっているし、もちろんガソリン代も要ってるやろし。こういう問題点、市民からの声として聞こえてくるわけですけども、また協議会の中で、去年やっていて何の進歩もない。それ以上言っても仕方がないが、しっかりと協議をして、これからも進めていくということについては、大和高田市さんに申し入れ、もう答弁結構ですから、市長、副市長にしっかりとやっていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 ご意見いただきましたことを参考に交渉を進めてまいります。今おっしゃって市民病院の乗り入れの問題につきましては、前任の方もやられたということも聞いております。ただ、思うような結果にはならなかったということもございます。私も就任いたしまして、一度その件につきまして交渉といいますか、打診をしたわけなんですけども、そのときにおっしゃいましたことも含めまして、車線をまたがっての乗り入れが難しいような話も実はちらっと、おっしゃってました、その辺も再度確認いたしまして、一番有効となるように交渉を頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員 お願いしときます。

朝岡委員長 ほかに何かご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでしたら、本件については、本日はこの程度にとどめておきたいと思

います。

最後に、お諮りをいたします。

地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について、並びに尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び、ただいまの公共バスの運行について、この件については、さまざま今後の事業進捗等の件に伴い、随時これからも委員会を開催し、審査が必要と思いますので、議長に対して閉会中の継続審査の申し出をいたしたい、このように思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしということでございますので、ただいまの4つの調査事項については、今後も議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思えます。

これで本日の委員会の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員がいらっしゃいますので、発言の申し出があれば許可をいたしたいと思えます。

白石議員、どうぞ。

(白石議員の発言あり)

朝岡委員長 それでは、委員外議員の発言を終結いたします。

早朝から長時間にわたりまして、本委員会の付託議案の審査並びに所管事項の審査を議論していただきまして、まことにありがとうございました。

付託議案の審査等につきましては、今後最終日の議会の採決を待つということでございますが、さまざま委員の皆さん方から出されたさまざまな意見、そしてまた議論なさいましたさまざまなことについては、行政当局におかれても、今後条例の運用なり、また予算の執行に十分反映していただき、しっかりとまたまちづくりのために頑張っていただきたい、このように思うところでございます。

私の方から、行財政改革に関する事項というのが、ここ1年ほど、理事者の方からも報告がないと、この委員会に対して議論を進めるテーマがないということでございますので、この際、しっかりと一般質問にもさまざまな課題と申しますか、行政に対する提案事もあるかと思えますので、そういうことも踏まえて、次回の委員会にはしっかりと行財政改革についての報告案件を求めてまいりたい、このように思うところでございます。私の方からは、閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時30分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 朝岡 佐一郎